

## 小城市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和2年3月27日

小城市教育委員会

### 1 趣旨

現在、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。

教育職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、その専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教育職員の人間性や創造性を高め児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」の目指すところであり、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教育職員の長時間勤務是正に向けた取組を一つ一つ実施していくこととしている。

文部科学省では、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「上限ガイドライン」という。）を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対し、上限ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。

については、小城市教育委員会は、「小城市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、小城市立小中学校における教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務も含めて勤務時間の把握を行い、業務改善や環境整備を推進していく。

### 2 本方針の対象者

対象は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち小城市立小中学校に勤務する教育職員とする。

### 3 勤務時間の上限の目安時間

#### （1）本方針において対象となる「勤務時間」の考え方

勤務時間外において、いわゆる「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態を踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、本方針においては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教育職員が校内にいる在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告により除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

これらを総称して「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

## (2) 上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

## (3) 特例的な扱い

上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合の上限の目安時間については、特例として次のとおりとする。

- ① 1年間の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

- ② 1か月の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、80時間を超えないようにすること。

## 4 在校等時間の把握等

本方針の実施に当たって、校長は、教育職員の在校等時間をICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により把握すること。

また、市教育委員会は、各学校の在校等時間の実態を把握すること。

## 5 その他

- ・ 校長は、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対しては健康状態を把握し、医師による面接指導を実施し、助言・指導を受けさせること。また、教育職員に医師による保健指導を受けさせること等にも留意する。

- 本方針は、上限の目安時間まで教育職員が勤務することを推奨するものではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであること。
- 本方針の実施に当たっては、市教育委員会及び校長は、学校における働き方改革の取組を一層促進し、方針等の内容を理解できるよう、保護者や地域住民等に対して周知に努めること。